

答 申 書

平成13年6月12日付け広段計第47号で諮問のあった事案について次のとおり答申する。

1 審査会の結論

実施機関の決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

平成13年5月22日付け異議申立書及び同年6月6日付け補正書の趣旨は、同年4月11日付けの「段原土地区画整理事業審議会の第83回から89回迄の計7回の議事録及び提出資料」の開示請求に対し、実施機関が、

「第85回から第89回までの段原土地区画整理審議会議事録」については、同年4月25日付け広島市指令段計第20号で公文書の不存在について通知を、

「第83回及び第84回段原土地区画整理審議会議事録」及び「第83回段原土地区画整理審議会提出資料の内、「段原土地区画整理審議会の公開要望及び換地計画案の縦覧に対して提出した意見書につき公開で審議することの承諾書」の提出者一覧表」については、同年5月10日付け広島市指令段計第24号で公文書部分開示決定処分を

行ったところ、「施行者見解などこれ（意見書の内容）を推測し得る情報」及び「採決部分」を不開示としたことの取消しを求めるというものである。

3 異議申立人の主張の要旨

異議申立書及び口頭意見陳述での異議申立人の主張を要約すると、おおむね次のとおりである。

(1) 「施行者見解などこれを推測し得る情報」について

意見書に対する施行者（市）の採決案は、市民にとっては一日も早く知りたい情報である。

かつて、広谷参事から、256通の意見書がすべて不採択の考えであるとの説明を受けているが、広谷参事の説明内容と現在審議会に提出されている採決案が同じものかどうかを確認するために、市の案が採択か、不採択かの部分だけでも開示していただきたい。

(2) 「採決部分」について

広島市は、小宅地対策の清算金について、当初は「買収価格の約53万円/坪で清算する。」と説明しながら、平成10年には100万円/坪と示した。

土地区画整理審議会の議事録中の意見書を採決した部分が不開示となったが、清算金について当初説明したとおりにしなさいという意見書を採択することは説明を守ることであり、不採択とすることは100万円/坪のままで押し通すことである。

審議会の採択、不採択の決定を、市の案とともに公表することを求める。

市は、平成13年1月の「段原のまちづくり」という広報紙に、意見書は1件ごとに審議すると書きながら、一方で、まとめて審議すると言っている。

さらに、採択、不採択の決定を、無記名投票でやろうとしているが、誰が賛成したか、反対したかは、明らかにされるべきだ。

「委員に不快の念を生じさせ」とあるが、地権者は困り果てている。「自由な審議、採決を行うことが困難」とあるが、自由な審議、採決をさせた結果、清算金を53万円/坪から100万円/坪に上げた全国に前例のない事例となった。

だから、我々は、審議会を開く度に、ハンドスピーカーを持って行って、全国一でたらめな審議会は法律を守ってくださいと抗議している。

4 実施機関の主張の要旨

実施機関の不開示理由説明書等による主張を要約すると、おおむね次のとおりである。

(1) 「施行者見解などこれを推測し得る情報」について

意見書の内容は、意見書提出者本人のプライバシーに属する情報であり、保護すべき情報である。したがって、意見書自体は、当然、不開示とすべきであり、また、議事録の中でその内容に触れている部分やそれをうかがい知ることができる部分についても、保護の対象となるべきと考える。

施行者（市）の見解は、基本的に意見書提出者本人のプライバシーに触れる内容となっており、意見書と同様の取扱いをせざるを得ない。

(2) 「採決部分」について

第83回及び第84回段原土地区画整理審議会は、土地区画整理法第88条に基づき、換地計画に対する利害関係者からの256件の意見書のうち、10件を審査したものである。

審議会は、これらの審査が終了した時点で施行者（市）に対して答申し、これを基に施行者が意見書の取扱いについて決定を行うこととなるものである。

この最終的に確定していない個々の意見書の採決部分を開示することとなると、委員に不快の念を生じさせ、かつ、自由な審議・採決を行うことが困難となるなど、段原土地区画整理審議会の適正な運営に支障をきたしかねない。

また、審議会が最終的に答申という明確な形で結論を出す前に意見書の採決部分を開示することは、審議会の答申を軽視することとなり、施行者（市）と審議会の信頼関係を損なうとともに、無用の混乱を生じかねない。

ひいては段原土地区画整理事業の適正な遂行を損なう可能性があるため、「採決部分」を不開示としたものである。

5 審査会の判断

(1) 「施行者見解などこれを推測し得る情報」について

実施機関は、意見書の内容や、それをうかがい知ることのできる施行者（市）の見解の個人情報の部分がプライバシーに属する情報であるとして、不開示を主張しているものである。

ところが、異議申立人は、意見書の内容や、それをうかがい知ることのできる施行者見解について開示を求めているものではない。異議申立人が開示を求めているのは、意見書に対する市の採決案である。

市の採決案については、実施機関が意見書の審議の部分を全面的に不開示にするのではなく、個人情報等について部分的に不開示にしていることから、これを開示すれば、議論の流れにより審議会の採決の結果をうかがい知ることが可能になるため、開示することの適否については、「採決部分」と合わせて述べる。

(2) 「採決部分」について

審議会は、行政執行の前提となる審査等を行うために設置される機関であり、行政庁の諮問に対し、客観的、専門的な見解を答申することが使命とされている。

審議に際しては、自由な意見を交換し、意見が割れる場合には議論を尽くし、できるだけ調整して意見の一致を図るが、どうしても一致しない場合には、採決をすることもあるし、少数意見という形で併記することもある。

審議会の審議状況をどこまで開示するかは、審議会の目的、性格等により審議会が定めるべき問題であり、個人情報を取り扱う場合においてはむろんのこと、委員相互の自由で率直な意見交換を優先する場合に会議を非公開とすることは選択肢としてある。また、会議録の発言者、採決の状況等を伏せることについても同様であり、審議会が審議会として答申すべきことは、行政庁から個々の委員の意見を求められたものではないことから明白である。

ましてや、第83回及び第84回段原土地区画整理審議会のように、多くの審議を残し、残りの部分の審議について無用な外圧が懸念される状態にあっては、広島市情報公開条例第7条第3号に該当するとして「採決部分」を不開示としたことは妥当である。

また、前述のとおり、「施行者見解」を開示することにより審議会の採決の結果をうかがい知ることが可能になるため、これを不開示としたことも妥当である。

6 審査会の処理経過
当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
13 . 6 . 12	諮問第16号を受理
13 . 6 . 22	不開示理由説明書等の受理
13 . 6 . 29 (第1回審査会)	審議(実施機関の不開示理由等の説明)
13 . 7 . 11	口頭意見陳述(異議申立人)の申立書の受理
13 . 7 . 31 (第2回審査会)	審議(異議申立人の口頭意見陳述)
13 . 8 . 21 (第3回審査会)	審議
13 . 10 . 4 (第4回審査会)	審議

参 考

広島市情報公開審査会委員名簿（五十音順）

氏 名	役 職 名
おおが よしみつ 大賀 祥充	広島修道大学法学部教授
しもなか なみ 下中 奈美	弁護士
はた ひろゆき 畑 博行 （会 長）	近畿大学法学部教授
ふじた ひろし 藤田 浩	広島経済大学教授
みやもと いさお 宮本 功	中国新聞社論説委員